水循環に関する学習教材等のご紹介

内閣官房 水循環政策本部事務局では、国民の皆さまに健全な水循環の重要性について、理解と関心を深めていただくため、水循環に関する教育の推進を行っています。

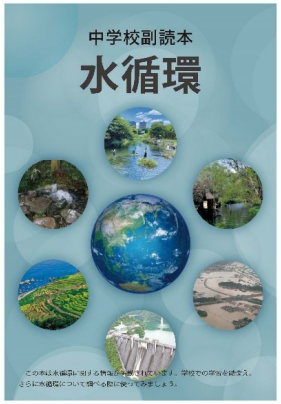
水循環学習教材（小中学生向け）

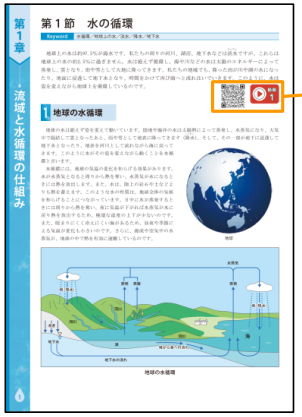
小学生・中学生向けの教材として、下記①～④をHPで公表しています。
理科や社会科など、様々な学習においてご活用いただけます。

① 教材の手引き（教員向け）
② 教材の副読本（児童・生徒向け） ※中学生向けはデジタル端末用の横長版もございます。
③ 教材のワークシート（児童・生徒向け）
④ 映像教材 ※国土交通省YouTubeチャンネルでの公開のほか、事務局からの電子データ（MP4）の提供が可能です。

地方自治体主催のイベントや、出前授業で是非ご活用下さい。

▽HPはコチラ↓
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/kyouiku/index.html







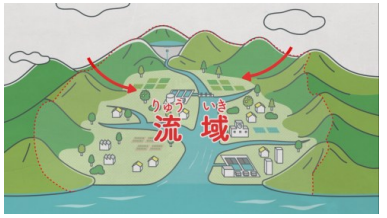
② 副読本のイメージ（例：中学生向け）

副読本と動画が連携

副読本とワークシートが連携



③ ワークシートのイメージ
（例：中学生向け）







④ 映像教材のイメージ
（上段：小学生向け、中下段：中学生向け）

水循環教育事例集

水循環学習教材を活用した事例をHPで公表しています。
出前授業の参考資料としてご活用いただけます。
（小学生向け教材の活用事例を中心に掲載しています。）





事例集のイメージ

▽HPはコチラ↓
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/kyouiku/t-material_es.html

パネル・映像展示セット「めぐる水を考えよう！」

水循環の重要性や身の回りの水循環について関心を持っていただくため、水循環に関するパネル・映像展示セットを毎年巡回展示しています。（協力：東京学芸大学吉冨教授）

令和９年度の展示先募集は12月下旬～１月中旬頃を予定しています（都道府県経由でご案内予定です）。





令和７年度の展示の様子

▽HPはコチラ↓
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/kyouiku/t-material.html

水循環教育スキルアップ講座

教員や出前授業を行う自治体職員など、水循環に関する教育者向けの講座を毎年開催しています。

出前授業や遠足受け入れに向け、お役立ていただけます。







令和８年度の開催の様子

▽HPはコチラ↓
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/mizu_junkan/r080819_Skill-up_seminar.html

令和９年度も８月中旬～下旬に開催予定です。
開催が近付きましたらHP等でご案内します。
是非お申し込み下さい。

【お問い合わせ】内閣官房水循環政策本部事務局：hqt-mizujyunkan@mlit.go.jp

雨水利用に関する自治体職員向けセミナー

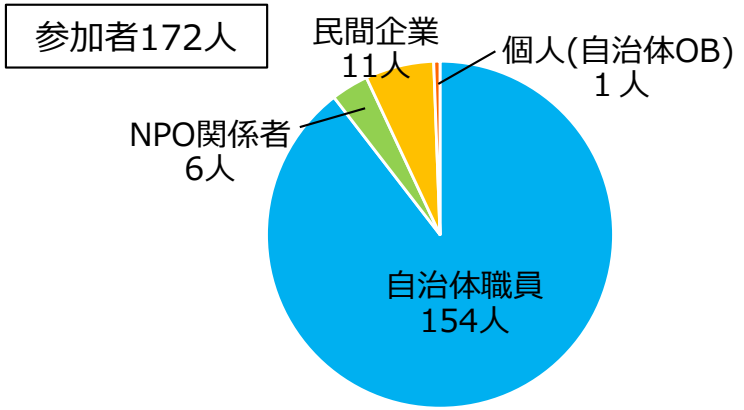
国土交通省

○ 雨水利用の推進により、水資源の有効利用、緊急時の代替水源、雨水の集中的な流出抑制等を図るため、全国の自治体（都道府県、市区町村）職員向けに雨水利用に関するセミナーを毎年開催。
○ 全国各地の自治体職員のほか、雨水利用に関するNPO関係者、雨水利用に関心のある民間企業等からもご参加いただいている。

○ 令和７年度の開催実績
熊本県立大学 島谷特別教授による基調講演の他、雨水利用に関する先進自治体による事例紹介を実施。

令和８年度も12～１月に開催予定です。
日程が近付きましたらご案内しますので、是非ご参加下さい。

【日時】令和８年１月22日（木）13:30～15:30
【形式】Web開催（Teams会議）
【主催】国土交通省水資源部水資源政策課



【プログラム】
・「雨水の利用の推進の意義と目的等について」
　国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課
・講演「水循環の保全を基礎とした共創の流域治水の推進」
　熊本県立大学　島谷特別教授
・先進自治体による事例紹介
　宇都宮市、熊本県


令和７年度　Webセミナーの様子

（国土交通省ホームページ：過去の開催の様子を掲載）
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk1_000085.html

水循環アドバイザー制度について

流域マネジメント及び流域水循環計画策定の推進

水循環基本法（平成26年4月2日公布、7月1日施行）のポイント

1. 水循環に関する施策を推進するため、水循環政策本部を設置
2. 水循環施策の実施にあたり基本理念を明確化
3. 国、地方公共団体、事業者、国民といった水循環関係者の責務を明確化
4. 水循環基本計画の策定
5. 水循環施策推進のための基本的施策を明確化

水循環施策の総合的かつ一体的推進 ▶ 健全な水循環の維持又は回復 ▶ 経済社会の健全な発展、国民生活の安定向上

流域マネジメント・流域水循環計画

- 流域マネジメントとは「流域の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在していて、流域全体を管理するというものではなく、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を適正で良好な状態に保つ又は改善するため、様々な取組を通じ流域において関係する行政などの公的機関、有識者、事業者、団体、住民などの様々な主体がそれぞれ連携して活動すること。」（水循環基本計画）と定め推進。

- 内閣官房水循環政策本部事務局では、水循環基本計画に基づき、健全な水循環の維持又は回復を図るため、流域の関係者が連携して取り組む「流域水循環計画」の普及・推進を進めており、令和8年3月現在、全国で85計画が登録・公表。

流域マネジメントの流れ
① 「流域水循環協議会」を設置
② 「流域水循環計画」を策定
③ 計画に基づき、水循環に関する施策を推進

※流域マネジメントのノウハウや事例を「手引き」や「事例集」として作成・公表



流域マネジメントの 手引き



流域マネジメントの 事例集

水循環アドバイザー制度の概要について

制度概要

流域マネジメントに取り組む、又は取り組む予定の地方公共団体等を対象に、
流域水循環計画の策定・実施に必要となる技術的な助言・提言を行う
「水循環アドバイザー制度」による支援を実施。

募集要件

◆対象団体　流域水循環計画の策定・実施に取り組み、又は取り組む予定の
地方公共団体等の団体（流域水循環協議会及びその構成員を含む）

◆募集期間　令和8年5月18日（月）～令和9年2月26日（金）

◆派遣形式　現地派遣、オンライン会議（両方の併用も可能）

◆費用関係　派遣費用・謝礼金等は無料（内閣官房水循環政策本部事務局で支出）

◆対象分野　流域水循環計画の策定、水質改善、地下水、水インフラ、地域振興、
防災・減災、水辺空間、水文化、普及啓発・広報、教育・人材育成等、
関係者や職員を対象とした会議や勉強会等の講師としての派遣も
可能です

水循環アドバイザー制度の支援の流れ

流域マネジメントに取り組む、又は取り組む予定の地方公共団体等を対象に、流域水循環計画の策定・実施に必要となる技術的な助言・提言を行う「水循環アドバイザー制度」による支援を実施。

HP：流域マネジメントの手引き 、 水循環アドバイザー制度

支援の流れ

内閣官房 水循環政策本部 事務局

- 申請書の内容を審査し、支援の決定を通知。
- 申請を踏まえ、必要に応じて、申請団体及び候補者と調整を行った上で、申請団体に候補者を提示。

⓪ 地方公共団体等（流域水循環協議会及びその構成員を含む）

①地方公共団体等から支援を申請

・解決困難な課題が発生
・知見や助言が必要　　等

- 流域水循環協議会の設立、運営
- 関係者間の合意形成
- 課題や目標の設定
- 地域や住民の関わり方
- 専門的な知見や経験　等

- 課題の解決、知見の習得等により、流域マネジメントの取組の更なる展開と質の向上に貢献。



②水循環アドバイザーを決定

水循環アドバイザー

- 流域マネジメントに関して一定の知識を有する有識者や地方公共団体の職員等



③現地派遣やオンライン会議による助言・提言、情報提供等

※現地派遣は最大3日以内、オンライン会議は最大10時間以内

アドバイザーの対象分野や支援方法について

水循環アドバイザーには、地方公共団体等のニーズや課題に応じた技術的支援を目指し、
多様な分野の有識者を登録しており、学識者から地方公共団体の職員まで様々。
また、支援内容についても、会議への出席、シンポジウムの開催、課題を抱える部署への助言など、
地方公共団体等の要望に応じた内容で実施。

- 計画策定
- 水質改善
- 水利用
- 湧水保全
- 地下水
- 水インフラ
- 地域振興
- 貯留・涵養
- 水環境
- 防災・減災
- 農地・農業
- 生態系
- 水辺空間
- 水文化
- 地球温暖化
- 普及啓発・広報
- 国際連携
- 教育・人材育成
- 民間の取組
- 地域行政
- 広域連携

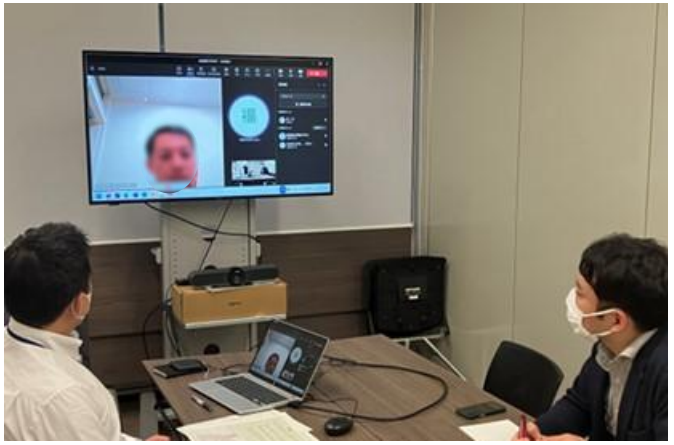
登録されているアドバイザーの分野



関係者への勉強・講演会



課題を抱える部署への助言



オンラインでの助言

水循環アドバイザー制度（派遣実績）

福岡県糸島市
1. 形　式：　現地調査・会議
2. 内　容：　流域水循環計画策定に向けた助言
3. 実施日：令和6年11月1日
4. 水循環アドバイザー：
　第一工科大学環境エンジニア学科　高嶋　洋 氏
　長野県安曇野市市民生活部環境課　百瀬　正幸氏




愛媛県松山市
1. 形　式：　オンライン会議（全5回）
2. 内　容：　長期的水需給計画改訂への助言
3. 実施日：令和7年7月25日、8月21日、8月25日、11月18日、令和8年1月28日
4. 水循環アドバイザー：
　筑波大学生命環境系　辻村　真貴　氏




愛知県
1. 形　式：　講演・現地調査
2. 内　容：　田んぼダムの効果や取組方法等の助言
3. 実施日：令和7年10月23日、10月24日
4. 水循環アドバイザー：
　新潟大学自然科学系（農学部）　宮津　進　氏




長野県小諸市
1. 形　式：　参加型講座（全3回）
2. 内　容：　高校生を対象とした地域の水の魅力を言葉で表現するワークショップ
3. 実施日：令和7年9月22日、9月29日、令和8年2月21日
4. 水循環アドバイザー：　（株）ソトコト　　指出　一正　氏




【問い合わせ】

● 内閣官房水循環政策本部事務局
（国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部内）

● Tel:03-5253-8389

● E-mail:hqt-mizujyunkan@ki.mlit.go.jp

● URL:
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/index.html

● 担当：佐々木、鈴木、甲斐田

●HP

流域マネジメントの手引き
：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/materials/materials/guide_river-basin.html

水循環アドバイザー制度
：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/support/adviser.html

「地下水の適正な保全と利用に関する検討会」提言の概要(1/2)

【 背 景 】

○地下水は生活・工業・農業用水等に用いられる重要な水資源

○令和3年水循環基本法改正で、国及び地方公共団体が地下水の適正な保全と利用のために必要な措置を講ずるよう努める旨を規定

○社会変化による水需要変化、気候変動による地下水涵養への影響、外国人等の地下水採取の懸念等の**新たな課題が生じている一方、条例等の規制の空白地域が存在していることから、全国統一的な考え方による地下水の実態把握と適正な保全と利用の仕組みづくりが必要**

【 地下水に関する現状と課題 】

【社会変化による地下水需要の増加】

○半導体事業等の立地で地域により**地下水需要の高まり**

○外国人等による地下水採取に係る支障事例は確認されていないが、**条例が制定されていない地方公共団体では実態把握が十分にできない**

○災害時の代替水源の確保が必要

【地下水採取による障害の状況】

○依然として、**地域により、地下水位の低下、地盤沈下等の地下水障害が発生**

○公害対策としての地下水採取規制の実施から長期間経過し、**地下水位が高止まりしている地域があり、科学的データに基づき持続可能な範囲で有効利用する視点も必要**

【現行の法律・条例による地下水規制の状況】

○条例等の**規制の空白地域が存在**

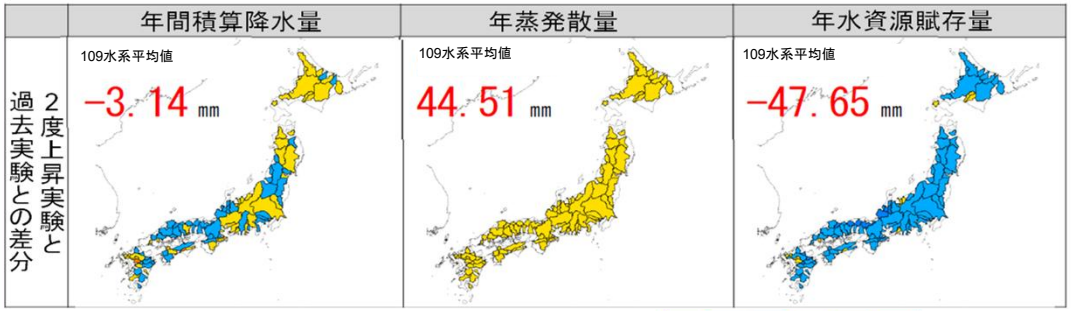
○規制があっても、地方公共団体により**規制内容や採取量等の実態把握状況に差**

○一部の**地方公共団体では地下水保全の体制や知見が不足**、地下水位等の観測コストも**負担**

【気候変動等による地下水涵養等への影響】

○気候変動による蒸発散量の増加等で**地下水涵養量が減少する地域が多くなる**見込み。**海面上昇による塩水化リスク**の高まり

○地下水の涵養域である農地面積が減少



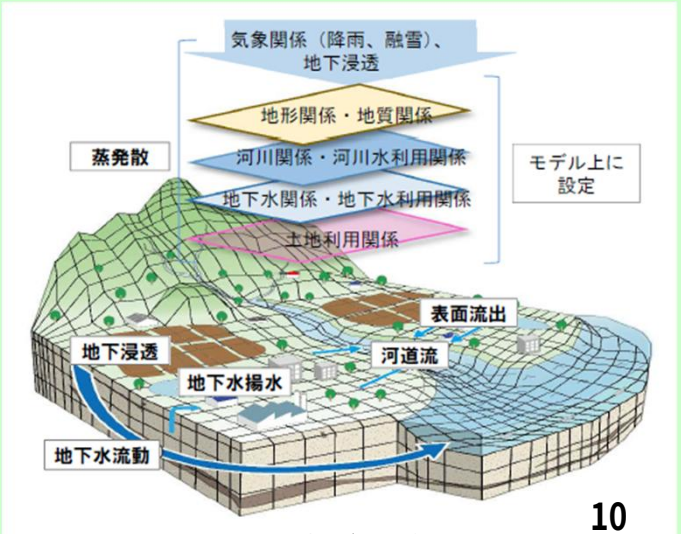
気候変動による年蒸発散量の増加と年水資源賦存量の減少※

※出典）西村 宗倫ら：WBC-d4PDF5km(2022)を用いた気候変動による渇水への影響のマクロ的評価、土木学会論文集（地球環境）、Vol.81、No.27、25-2703,2025

【地下水流動の把握技術（地下水シミュレーション）の開発】

○地下水の流動を解析し、視覚的に表現可能な**水循環解析モデル等を産学官で開発**

○地下水涵養量の算出や地下水採取による影響予測が可能



水循環解析モデルの概念図

「地下水の適正な保全と利用に関する検討会」提言の概要(2/2)

【 地下水の実態把握や適正な保全と利用のあり方 】

○地下水の採取については、他の地下水利用等への支障が顕在化した後に対応すると原状回復には多大な時間と労力が必要

○持続可能な地下水利用を確保する観点から、**行政庁が、地下水採取行為を把握し、他の地下水利用等への支障を及ぼすおそれがある場合には、是正を求めることができるような仕組みづくりを早急に進めることが必要**

○**今後、具体的な仕組みのあり方について法制度を含め検討すべき**

＜仕組みのイメージ＞

全国一律での一定規模以上の地下水採取行為の把握等

○行政庁は、他の地下水利用等に影響を与えうる**一定規模以上の地下水採取行為について、その内容**(実施主体(国籍情報を含む)、位置、用途、採取量等)を**把握**する

○行政庁は、**揚水試験の結果等を活用し、他の地下水利用等への影響を確認**し、支障を及ぼすおそれがある場合に、採取者に対して**是正**を求める

地下水の需給がひっ迫するおそれがある地域における地下水採取の調整

○行政庁は、地下水採取の状況等を踏まえ、**地下水の需給がひっ迫するおそれがある地域がある場合には、当該地域を指定し、より規模の小さい地下水採取行為についても把握**する

○行政庁は、**地下水シミュレーション等を活用して地下水利用可能量を算出**し、**把握した採取量が地下水利用可能量の範囲内に収まるように調整**する

※「行政庁」については、地下水流動の広域性や、地下水の適正な保全を行うために必要な知見や体制等を勘案し、国と地方公共団体の役割分担や連携のあり方を整理して検討

※「地下水利用可能量」については、地下水涵養量を基本とし、地下水採取に伴う水循環への影響にも配慮しながら算出

＜仕組みの構築と併せて取り組むべき施策＞

○地下水障害の未然防止のため、国や地方公共団体等による**地下水位の定点観測の継続的な実施**

○国や地方公共団体が把握した地下水位や採取量等の**地下水情報について共通のプラットフォームによるデータベース化や公開**

○地下水に関するデータ整備状況に応じた**地下水シミュレーション等の技術の開発と普及啓発**

○地下水の採取者や協力者による多様な**地下水涵養に資する取組の推進**

○地下水採取の規制等で地下水位が回復した地域における、**科学的根拠に基づく地下水の適正な保全と利用の両立に向けた検討**

全国地下水資料台帳の活用・管理に係る留意点

◎総論

- 全国地下水資料台帳の井戸情報を、代替水源（災害用井戸）確保のために活用いただくことを目的として、令和8年度から地方自治体への提供を開始
- 台帳には個人情報が一部含まれるため、台帳の活用・管理に際しては、個人情報保護法や施行条例、内部規則等の遵守が必要
- 具体的には「特記事項」の内容に沿って、台帳を活用・管理

◎チェックリストの目的

- 個人情報保護法を踏まえ、個人情報施行条例や内部規則が制定されていること、地方自治体内の責任体制が確保されていることの確認
- 「特記事項」を確認いただいていることの確認
- その他台帳が不要になった際の対応や、万が一、情報漏えいが発生した場合の対応（届出内容）等について記載

台帳が、代替水源（災害用井戸）の確保に、少しでもお役に立てれば幸いです。

閣副第５８４号
令和８年７月８日

各都道府県知事　殿

内閣官房水循環政策本部事務局長
（公　印　省　略）

全国地下水資料台帳の活用について（周知）

令和６年能登半島地震では水道が甚大な被害を受け、飲料水のほかトイレや入浴、清掃などに欠かせない生活用水の確保が困難となったことなどを踏まえ、第１次国土強靱化実施中期計画、骨太の方針 2025、災害対策基本法に基づく防災基本計画の中に、災害用井戸など代替水源確保のための施策を推進することが盛り込まれました。

しかし、全国の市区町村の災害用井戸保有率は約 36%（令和７年度）に留まっており、民間（個人、企業等）が所有する井戸も含めて「災害用井戸」を増やし、災害時に利用できるようにしていくことが喫緊の課題となっているところです。

さて、国土交通省不動産・建設経済局地理空間情報課が保有する「全国地下水資料台帳」（以下「台帳」という。）には、井戸の所有者や所在地等の情報が含まれており、それらを活用することで井戸の所有者に速やかにコンタクトすることが可能となる場合も想定されるため、早期の災害用井戸確保につながることが期待できます。

なお、台帳には個人情報が含まれることから、当事務局にて個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に照らして台帳活用上の課題整理及び関係部局との調整を行ったところ、都道府県・市区町村が災害用井戸の確保のために台帳を活用することが可能となりました。

つきましては、標記について貴職管内の市区町村へ周知いただくとともに、台帳の活用を希望する都道府県・市区町村がある場合には、別添「全国地下水資料台帳の活用に係る特記事項」に同意いただいた上で、都道府県ごとに「全国地下水資料台帳に係る活用申請書」等に取りまとめて、下記担当までメールにてご提出をいただきますようお願いいたします。

連絡先及び担当者
内閣官房水循環政策本部事務局
（国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課）
担当：課長補佐　金子 裕則
課長補佐　天羽（あもう）　淳
係長　　佐藤　和人
ＴＥＬ：０３－５２５３－８３８６
メール：hqt-chikasui@ki.mlit.go.jp

全国地下水資料台帳（公表版サンプル）

※提供する台帳情報には赤枠部分の記載があります。

調査年度	2022	所有者		施工業者			1/1
都道府県コード	43	市町村コード	105	経度	0 度 0 分 0 秒	緯度	0 度 0 分 0 秒
井戸の所在地	楡木6丁目			さく井開始	2021 年 7 月 6 日		
				さく井完了	2022 年 3 月 2 日		

地盤標高	61.1 m	(m単位)	自然水位	2022 年 1 月 11 日	21.20 m	日付はすべて西暦	
地下水使用目的	1	1:生活用, 2:都市用, 3:工業用, 4:農業用, 5:その他, 6:未利用		年 月 日	m		
掘削深度	152.60 m	(m単位)	揚水水位	2022 年 1 月 11 日	28.05 m		
スクリーン	1 層	(合計の層数)		年 月 日	m		
	27.50 m	(m単位)	揚水量	2022 年 1 月 11 日	1162.00 m^3/d		
掘削口径	450 mm	(mm単位)		年 月 日	m^3/d		
仕上げ口径	300 A	(例:300)	自噴量	年 月 日	m^3/d		
				年 月 日	m^3/d		

深度 (m)	化石 動	化石 植	地質名称	深度 (m)	化石 動	化石 植	地質名称
0.00 ～ 3.80			玉石混り 砂礫 段丘堆積物	～			
3.80 ～ 19.00			火山灰質 砂礫 火砕流堆積物	～			
19.00 ～ 40.00			中硬岩 溶結凝灰岩	～			
40.00 ～ 58.00			砂礫 湖成堆積物	～			
58.00 ～ 62.70			砂利・礫混り 粘土 湖成堆積物	～			
62.70 ～ 85.60			中硬岩 溶結凝灰岩	～			
85.60 ～ 93.50			粘土混り 砂礫	～			
93.50 ～ 103.60			玉石混り 砂礫 湖成堆積物	～			
103.60 ～ 123.80			粘土	～			
123.80 ～ 135.00			軟岩、風化岩 凝灰角礫岩	～			
135.00 ～ 152.60			中硬岩 安山岩	～			
～				～			
～				化石 あり:1			
～							
～							

スクリーンの位置 (m)			
	123.00 ～ 150.50 = 27.50	～ =	～ =
	～ =	～ =	～ =
	～ =	～ =	～ =

水質							
	水温	22.6 ℃	塩素	mg/l	カルシウム	8.8 mg/l	
	pH	8.43	蒸発残留物	278 mg/l	マグネシウム	5.8 mg/l	
検出限界以下: 0 (例: ～未満, ～以下) 多量の場合: 99999 (例:極めて, やや多量等)	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	mg/l	総硬度	mg/l	硫酸	0.3 mg/l	
			鉄	0.09 mg/l	Mアルカリ度	mg/l	
	アンモニア性窒素	mg/l	飲料の適否	飲料適:1 不適:0	過マンガン酸カリ消費量	mg/l	

（出典）国土数値情報ダウンロードサイト「全国地下水資料台帳調査」より

https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/water/f9_exp.html

【イメージ】全国地下水資料台帳　提供情報

調査年度	都道府県コード	市町村コード	経度	緯度	井戸の所在地	地盤標高	地下水使用目的	掘削深度	スクリーン(層)	スクリーン(m)	スクリーンの位置(m)	掘削口径	仕上げ口径	さく井開始	さく井完了	自然水位①(年月日)	自然水位①(m)	自然水位②(年月日)	自然水位②(m)	揚水水位①(年月日)	揚水水位①(m)	揚水水位②(年月日)	揚水水位②(m)	揚水量①(年月日)	揚水量①(m3/d)	揚水量②(年月日)	揚水量②(m3/d)	自噴量①(年月日)	自噴量①(m3/d)	自噴量②(年月日)	自噴量②(m3/d)	深度(m)(地層データ)	水温	pH	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	アンモニア性窒素	塩素	蒸発残留物	総硬度	鉄	飲料の適否	カルシウム	マグネシウム	硫酸	Mアルカリ度	過マンガン酸カリ消費量	システム上の管理情報	システム上の管理情報	所有者	施工業者
NEN	PREF	CITY	X	Y	ADR	HEIGHT	USE	DEP	SC	SCL	SCREENS	DD	DIA	START	FINISH	NWLD_01	NWL_01	NWLD_02	NWL_02	PWLD_01	PWL_01	PWLD_02	PWL_02	QD_01	Q_01	QD_02	Q_02	QSPD_01	QSP_01	QSPD_02	QSP_02	GEOLOGY	TEMP	PH	NOX	NH4-N	CL	ER	HD	FE	DR	CA	MG	SO4	AL	KMNO4			＊＊＊病院	○○ボーリング
1982	1	101	***.*****.***	***.*****.***	北海道石狩支庁札幌市◇◇区△△丁目	61.1	1	34.5	7	44	42-47.5\|5	450	200	19811101	19820129	19820100	21.2	0		19820100	28.05	0		19820100	2062	0	0	0	0	0	0		15.2	6.6	0.53/不検	不検出	14.31		80.61	0.11	0				1.39			○△○センター	△○エンジニアリング	
1982	1	102	********.***	######.##	北海道石狩支庁札幌市＊＊区＊＊丁目	23.4	2	123.4	5	27.5	45-50.5\|5	500	250	19810400	19820600	19820600	12.3	0		19820600	21.20	0		19820600	37	0	0	0	0	0	0			7.5	1/不検出	不検出	28.4		96.4	0.3	1				0.6			××ホテル	×◎工業	
1982	1	103	********.***	######.##	北海道石狩支庁札幌市○○区南○条西×丁目	34.5	2	100.5	4	24.5	14-21.5\|2	350	300	19820100	19820500	19820200	23.4	0		19820200	23.40	0		19820200	0	0	0	0	0	0	0																	国土　水太郎	○×施工	
2013	1	104	********.***	######.##	北海道札幌市◇区＊＊丁目１－２－３	22.2	1	56.7	2	10	61.00-68.(	150	100	20120200	20130627	20130900	34.5	0		20130900	18.65		0	20130600	360	0		0	0	0	0		13.5	6.7	1	0.1	8.4	159	79.2	0.05	1	98.7	Ca併記	0	0	0.1			霞ヶ関　花子	□△システム
2002	1	105	********.***	######.##	札幌市○△区○◎町1丁目１－１－１	33.3	4	45.6	6	44	57.50-68.(	250	150	20010700	20020120	20021000	12.1	0		20021000	5.50		0	20020100	1440	0		0	0	0	0		14.5	6.6	0.8	0.1	12.8	152	105	0.06	0	108	Ca併記	0	0	0.4			☆☆工場１号井	・・開発
2002	1	106	********.***	######.##	札幌市☆◇区＊＊◇条△丁目	12.3	3	99.9	5	32	31-36.5\|4	550	250	20010721	20011031	20020100	34.5	0		20020100	15.70	0		20021000	1642	0	0	0	0	0	0		14	6.8	1.28/痕跡	不検出	13.14		90.3	0.02	0				1.79			△△建設㈱	＊×テクノ	
2016	1	108	********.***	######.##	北海道札幌市◯◯区＊＊123番地45	21	1	78.9	9	55	51.50-57.(	400	250	20150602	20150912	20160300	33.3	0		20160300	13.50		0	20160900	1720	0		0	0	0	0		13.5	6.4	2.4	0.1	13.8	152	0	0.05	1	73.1	Ca併記	0	0	2.1			○○中学校	▲□土木
2016	1	109	********.***	######.##	北海道札幌市×△区＊＊＊１丁目	32.1	1	56.7	2	10	44-50\|74-(	450	200	20160800	20160900	20161000	11.1	0		20161000	19.40			20160900	730	0		0	0	0	0																	民間（法人）	＃＃管工	
2023	1	110	********.***	######.##	北海道札幌市＃＃区◎53条◇丁目	10.1	3	67.8	4	33	43.5-65.5	400	150	20230300	20230400	20230800	22.2	0		20230800	30.00			20230300	0	0		0	0	0	0		13.5	7.5	0.46	痕跡	146.4	146.4	79.9	不検出	1				痕跡			・	・	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

（注）※イメージのため、数値等はダミーです。

※情報は調査実施当時のものです。古い情報が含まれており、すでに廃止されているもの、所有者や井戸の所在地等の情報（事実）が相違している場合があることに留意してください。

（別添）

全国地下水資料台帳の活用に係る特記事項

令和８年７月８日付け閣副第５８４号「全国地下水資料台帳の活用について（周知）」に基づき、全国地下水資料台帳（以下「台帳」という。）を災害用井戸の確保を目的として活用する地方公共団体は、下記について同意するものとする。

記

第１条（総則）

災害用井戸の確保に係る事務（以下「本件事務」という。）を行うために台帳を活用する都道府県（以下「活用都道府県」という。）及び市区町村（以下「活用市区町村」という。）は、本特記事項のほか、個人情報保護法、各活用都道府県又は活用市区町村において制定されている個人情報保護法施行条例、内部規則及び情報セキュリティポリシー等を遵守するものとする。

また、台帳は井戸所有者との連絡調整の目的にのみ活用できるものとする。

第２条（台帳の活用申請）

台帳の活用を希望する都道府県は、内閣官房水循環政策本部事務局（以下「本部事務局」という。）へ「全国地下水資料台帳に係る活用申請書」（以下「申請書」という。）及び「全国地下水資料台帳の活用申請に係るチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出するものとする。

また、台帳の活用を希望する市区町村は、都道府県を経由して本部事務局へ申請書及びチェックリストを提出するものとする。

本部事務局は申請書及びチェックリストを確認し、疑義等がなければ台帳の提供を行うものとする。

第３条（作業責任者等の報告）

活用都道府県及び活用市区町村は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者並びに台帳を取り扱う場所を定め、本部事務局に報告するものとする。また、報告事項に変更が必要な場合は、事前に本部事務局へ報告するものとする。

第４条（守秘義務）

活用都道府県及び活用市区町村は、台帳の個人情報を第三者へ漏らしてはならない。また、本件事務が終了した後も同様とする。

第５条（再委託の原則禁止）

本件事務を第三者へ再委託することは、原則として認めないものとする。ただし、本部事務局の承諾を得た場合には、その限りではない。

第６条（個人情報の管理）

活用都道府県及び活用市区町村が、本件事務のために台帳を保有・活用している間は、本特記事項、個人情報保護法、各個人情報保護法施行条例・内部規則等及び情報セキュリティポリシー等に従って、善良な管理者の注意をもって個人情報の管理を行わなければならない。

第７条（台帳の目的外活用及び第三者への提供の禁止）

活用都道府県及び活用市区町村は、台帳を本件事務以外の目的に活用してはならない。また、第５条但し書きに該当する場合を除き、第三者へ提供してはならない。

第８条（台帳の廃棄）

活用都道府県及び活用市区町村は、本件事務の終了時に、台帳を適切な手段により確実に消去又は廃棄すること。また、消去又は廃棄した日時、担当者名及び消去又は廃棄の方法を本部事務局へ報告すること。

第９条（台帳の活用状況の報告）

活用都道府県及び活用市区町村は、本部事務局から台帳の取扱い状況について報告を求められた場合は、直ちに報告すること。

第 10 条（事故時の対応）

活用都道府県及び活用市区町村は、本件事務に関し台帳の漏えい等の事案が発生した場合は、その事案の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに本部事務局へ当該事案に関わる個人情報の内容、件数、事案の発生場所、発生状況を書面により報告するとともに、本部事務局の指示に従うこと。

なお、本部事務局は、本件事務に関し個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、必要に応じて当該事案に関する情報を公表することができるものとする。

第 11 条（台帳提供の中止）

本部事務局は、活用都道府県及び活用市区町村が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、台帳の提供を中止し、提供済みの台帳の消去又は廃棄を求めることができる。なお、その場合において、活用都道府県及び活用市区町村が損害を受けた場合であっても、本部事務局に対してその損害の賠償を請求することはできないものとする。

第 12 条（損害賠償）

活用都道府県及び活用市区町村の故意過失を問わず、活用都道府県及び活用市区町村が

本特記事項の内容に違反したことにより、本部事務局に対する損害を発生させた場合は、活用都道府県及び活用市区町村は、本部事務局に対してその損害を賠償しなければならない。

第 13 条（個人情報の訂正）

提供した台帳の個人情報について訂正決定を行った場合、活用都道府県及び活用市区町村に対して訂正要求を行うことがあるので、その場合には訂正に応ずるものとする。

第 14 条（台帳の取扱い上の留意点）

台帳には古い情報が含まれており、すでに廃止されているもの、所有者や所在地等の情報（事実）が相違している場合があることに留意すること。なお、事実と相違があった場合においても、活用都道府県及び活用市区町村は、台帳の訂正を請求することはできないものとする。

第 15 条（説明会への参加）

活用都道府県及び活用市区町村の実務担当者は、本部事務局が毎年実施する地下水に関する説明会（台帳活用や個人情報の適切な取扱い等も含む。）に参加するものとする。

第 16 条（雑則）

その他本特記事項に定めなき事項について疑義等がある場合は、本部事務局、活用都道府県及び活用市区町村の各担当部局間で協議するものとする。

以上

（様式２：都道府県・市区町村　共通）

全国地下水資料台帳の活用申請に係るチェックリスト

１．都道府県・市区町村名及び担当者等

都道府県・市区町村名	○○県○○市
担当者の所属、役職、氏名	○○部○○課○○係長　国土 太郎
担当者の電話番号	022-123-4567（内線 0000）
担当者のメールアドレス	・・・・@・・・・

２．確認事項（１）：個人情報法施行条例や内部規則等の制定関係

個人情報保護法施行条例の制定状況	□有 □無	URL 記載（又は PDF 添付）
個人情報保護に関する内部規則等の制定状況	□有 □無	URL 記載（又は PDF 添付）
その他個人情報保護に関するマニュアル等の制定状況	□有 □無	URL 記載（又は PDF 添付）

３．確認事項（２）：全国地下水資料台帳の活用に係る特記事項関係

第１条関係	本件活用申請は、災害用井戸の確保に係る事務を遂行するために行うものであることを確認している。		□はい □いいえ
	本特記事項並びに個人情報保護法施行条例及び内部規則等を遵守した上で、本件事務を行うことを確認している。		□はい □いいえ
	台帳は、井戸所有者との連絡調整の目的にのみ活用できることを確認している。		□はい □いいえ
第３条関係	作業責任者	（所属・役職・氏名）	
	作業従事者	（所属・役職・氏名）	
	作業場所		
第８条関係()*	*消去又は廃棄した日時*		
	担当者氏名及び役職		
	消去又は廃棄の方法		
第 10 条関係()*	*台帳の漏えい等の事案*		

	が発生した日時	
	当該事案に関わる個人情報の内容	
	件数	
	事案の発生場所	
	発生状況（具体的に）	

（注）第８条関係は台帳の廃棄時に、第 10 条関係は事故等発生時にそれぞれ記載・提出してください。*